**防火対象物点検報告特例認定申請書**

　防火対象物点検報告特例認定とは、防火対象物点検報告が義務となる対象物において、特例認定申請の要件（※）すべてに適合していると認められた場合、以後の３年間の点検及び報告義務が免除されるものです。

　管理について権原を有する者（建物の所有者等）（以下「管理権原者」という。）の申請により、消防で検査を実施し、特例要件に適合するか審査します。

※特例認定申請の要件

　１．管理権原者が当該防火対象物を管理してから３年が経過していること。

　２．過去３年以内に次の事項に該当しないこと。

　　⑴　消防法令違反により法に基づく命令を受けたことがあり、またはされるべき事項が現にあること。

　　⑵　特例認定の取消しをされたことがあり、またはされるべき事項が現にあること。

　　⑶　防火対象物点検、報告がなされていなかったことがあり、または虚偽の報告がされたことがあること。

　　⑷　防火対象物点検の結果、防火対象物点検資格者による点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。

届出・申請方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 窓口 | 郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課窓口でのみ受付可 | 不可 | 不可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 防火対象物点検報告特例認定申請書
* 防火対象物の所在地、管理権原者、当該管理権原者が防火対象物の管理を開始した日を確認できる書類（※）

※　設置条例の写し、建物登記簿謄（抄）本、登記事項証明書、商業登記簿謄本、賃貸借契約書の写し、営業許可証の写しなど

**▲注意事項**

・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）

・申請後、消防本部予防課による立入検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

その他

　・特例認定を受けた防火対象物の管理権原者に変更があった場合は、管理権原者変更届出書の提出が必要となります。詳細は、管理権原者変更届出書の手引きをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）